

社会連帯の法理と福祉国家

TAKAFUJI, Akira / 高藤, 昭

(出版者 / Publisher)

法政大学社会学部学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

社会労働研究 / Society and Labour

(巻 / Volume)

40

(号 / Number)

1・2

(開始ページ / Start Page)

34

(終了ページ / End Page)

63

(発行年 / Year)

1993-07

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00004262>

社会連帯の法理と福祉国家

高藤 昭

目次

はじめに

一 現行法における社会連帯原理の存在形態

— 社会連帯のマクロとミクロ —

二 社会連帯原理の法原理性と法的効力

三 福祉国家と社会連帯原理

むすび

はじめに

「社会連帯」(Social Solidarity, Solidarité Sociale)なる概念は欧米、とくにフランスにおいては社会保障法の基礎原理として定着しているものであるが、わが国においては一般用語、日常用語としてもそれほど用いられておらず、言葉のフィーリングとしてはむしろ違和感さえ感じられているといってもよい状態である。まして法律的用語、あるいは法的概念としては表面的にはほとんど姿を見せていない。憲法にもその文言はまったく見出されない。したがっ

てそれが一の法原理として存在しているかとなるとますます不明確である。

しかし、いまこの意味をフランスの代表的辞書「ラルース」に従い「個人間の相互依存——一部の幸福や繁栄は他も同じとならなければありえないことになる——」と一応解するとすれば、これを基盤とするものとして即座に思い浮かぶのが労働組合、各種共済組合、協同組合、健康保険組合などの人々の横の組織体である。また後に確認されるように社会保障法の中心をなす社会保険制度はその根底にこの関係が存在している。そして、今日、このような横の組織や制度がなかりせば、われわれの安定した生活はとも確保されえないことはあきらかである。

このように社会連帯を基礎におく社会的実体はすでに多くの形で存在し、かつ社会的に大きな機能を發揮していることは確かな事実である。問題は、その社会連帯関係とその根底にある社会連帯原理が法的にはどのように把握されるか、とりあえずは、それは法的原理か否かである。そして、もしそれが法的原理であれば、その根柢や性格いかん、全法秩序とくに福祉国家法秩序のなかでの位置いかんが関心の対象となる。にもかかわらず、この点については、わが国ではまだほとんど法学的アプローチはなされていない。そこで本稿は、まだ試論の域をでないながらも、社会連帯原理についての法理論的説明をおこない、かつその福祉国家における位置を探ろうとするものである。

私はすでに社会連帯原理については、それが生存権原理とともに社会保障法を支える原理として理論構成を⁽²⁾している。しかもそれが法的原理であることを暗黙の前提としている。しかしこの点はいずれは明確に論ずべき私の課題として留保していたテーマである。

まず社会連帯原理が文言としても実態としても現行法にいかにか組み入れられているかを明らかにすることから始めたい。

(注)

(1) Larousse, 3 volumes, T3, p. 698, 傍点筆者

(2) 高藤, 「社会保障法における生存権原理と社会連帯原理」(荒木先生還暦記念『現代の生存権』一九八六、法律文化社)

一 現行法における社会連帯原理の存在形態

— 社会連帯のマクロとミクロ —

さきに現行法上、「社会連帯」は表面的にほとんど姿を現していないと述べたが、子細にみれば文言としてもまったく存在しないわけではない。それに類似の表現としては、「国民の共同連帯」⁽¹⁾、「相互扶助」⁽²⁾、「相互救済」も用いられている。問題はその意味内容であるが、これを知るうえで有益な例をあげればつぎのようなものがある(傍点筆者)。

(1) 心身障害者対策基本法第五条(国民の責務)

国民は、社会連帯の理念に基づき、心身障害者の福祉の増進に協力するよう努めなければならない。

(2) 障害者の雇用の促進等に関する法律二条の四(事業主の責務)

すべて事業主は、障害者の雇用に関し、社会連帯の理念に基づき、障害者である労働者が有為な職業人として自立しようとする努力に対して協力する責務を有するものであって、その有する能力を正当に評価し、適当な雇用の場を与えるとともに適正な雇用管理を行うことによりその雇用の安定を図るよう努めなければならない。

(3) 中小企業等協同組合法一条

この法律は、中小規模の商業、工業、鉱業、運送業、サービス業、その他の事業を行う者、勤労者その他の者が相互扶助の精神に基づき協同して事業を行うために必要な組織について定め、これらの者の公正な経済活動の機会を確保し、もつてその自主的な経済活動を促進し、且つ、その経済的地位の向上を図ることを目的とする。

これら三つの例からあきらかなことは、法はすでに社会連帯あるいは相互扶助の理念あるいは精神が一般的、客観的に存在していることを前提とし、かつそれを法のなかに取り込んでいくことである。

これが法的概念あるいは法原理か否かは改めてのちに論ずるとして、まず社会連帯がいかなる意味内容をもつものか、である。これをもつとも手近かに示すのが右の(2)の障害者の雇用の促進等に関する法律(以下「障害者雇用促進法」と略称する)の例である。というのは、同法二条の四(九二年改正前の旧身体障害者雇用促進法二条の二)は、同法の七六年改正の際挿入されたものであるため、その趣旨はその改正の際の同法の主要な改正内容から逆算的に把握できると思われるからである。

そこで、その主要な改正内容とは、雇用率制度の法的義務化(それまでは努力規定)、その一率化、その雇用率未達成企業から納付金を徴収して既達成企業へ調整金を支給する雇用納付金制度の創設など、雇用率制度の強化を図ったものであった。そこで、同法二条の四の「社会連帯の理念」の具体的内容はその雇用率制度の強化、とくに雇用納付金制度創設と強い関係があるとみられる。

この全事業主を対象とする雇用率制度は、全事業主を一体としてとらえ、それに障害者の雇用を義務づけるという、全事業主に障害者雇用の共同責任を設定したものである。個々の事業主への雇用率適用はこの障害者共同雇用責任原理を前提とした各事業主への雇用義務の配分にほかならない。したがってこの制度の強化はその原理の強化である。そこで同法旧二条の二(現二条の四)の社会連帯の理念はこの事業主の障害者共同雇用責任原理と強い関係のあるも

のとして理解しなければならぬ。この点、立案当局者はつぎのように説明する。

「この考え方の中心は、すべての事業主は、『社会連帯の理念に基づき、適当な雇用の場を与える共同の責務を有する』ということである。わが国経済社会では…中略…企業も社会の中に存在する一員であれば、その利潤追及も社会の全体利益との調和のもとに行われるべきであるとして、企業の社会的責任を求め考へ方も強くなってきたことは既に述べた通りである。そしてわが国社会では福祉社会の実現を目指して種々の努力が行われているのであり、その一つの大きな問題として身体障害者の福祉が取り上げられる。しかも、身体障害者の福祉の基本は、その職業的自立にあると考えられるのである。ここに身体障害者の雇用に関する事業主の責任の基礎がある。

広い意味の身体障害者の福祉の向上を、特にその中心となる身体障害者の雇用の促進を社会全体の問題としてとらえ、社会連帯という高い理解に立った事業主の責任が求められるのである。

それは…中略…身体障害者に雇用の場を直接提供できるのは事業主のみであることにかんがみ、そのような立場にあるすべての事業主は、身体障害者に適当な雇用の場を与える共同の責務を有するとされる。この問題は、個々の事業主で解決できるものではなく、従って、社会連帯の理念に基づく、全事業主の共同の責務であるとされるのである。事業主は全体として、一定範囲の、つまり労働の意思と能力を有する身体障害者に適当な雇用の場を与える責務を有するのである。」

これを要するに、まず大前提としてわが社会には、社会の構成員たる事業主も当然に従うべき社会連帯原理が存在する。ところで社会全体の問題である障害者福祉の中心である自立確保¹¹雇用促進は事業主のみがなし得るが、それは単独の事業主では無理である。そこでその社会連帯の理念から、全事業主が障害者の共同雇用責任を負うということである。つまり、この雇用主の共同雇用義務は一般的な社会連帯原理を前提として、障害者の福祉のためにとくに設定された義務である、ということになる。ここから雇用主の障害者共同雇用義務は全体としての社会連帯原理の一

つのあらわれとして設けられたとみることができるともである。そしてこの雇用率、雇用納付金制度の創設は、同時にわが社会における全事業主の障害者共同雇用組織の創設でもあり、この組織は、社会全体を覆ういわばマクロとしての社会連帯原理を前提とした障害者福祉のための、かつ事業主を責任主体としたいわばミクロの社会連帯組織と捉えられるものである。

以上のように、社会連帯原理そのものの意味はいまだ不明ながらも、同法旧二条の二に現れた具体的中味はミクロとしての社会連帯組織である全事業主の障害者共同雇用組織の創設であった。

これが前記(1)の心身障害者対策基本法のケースとなると、全体として存在するマクロとしての社会連帯原理上の義務が個人としての社会構成員（「国民」と表現されているが）に向けられる。その義務とは、「障害者の福祉の増進に協力する」義務とされるが、これはとりもなおさず障害者に対する社会連帯原理の意味内容を直接表現したものと解されるものである。健全者の障害者との連帯は、ひっきょう健全者が障害者の福祉の増進に協力することしか考えられないからである。

このような意味内容の社会連帯原理上の義務主体として、社会構成員たる個人も規定されていることがまず注目される。すなわち個人も社会的存在である以上、「自利」のみに走ることなく、社会的要保障者と一体となり、その福祉の向上に協力すべきことを一の法的義務 \parallel 法規範として設定したのである。

さらに注目すべきことは、同法が右の国民の責務規定に続けてつぎの条文を置いていることである。

（自立への努力）

第六条 心身障害者は、その有する能力を活用することにより、進んで社会経済活動に参与するよう努めなければならない。

い。

2 心身障害者の家庭にあつては、心身障害者の自立に努めなければならない。

この第一項は障害者雇用促進法二条の三で、「障害者である労働者は、職業に従事するものとしての自覚を持ち、自ら進んで、その能力の開発及び向上を図り、有為な職業人として自立するように努めなければならない。」とする規定と軌を一にするものであるが、被保障者たる障害者にも一の責務が規定されているのである。すなわち、被保障者は社会における相対的不利益者としての保障の一方的な対象者ではなく、自らも社会に参加する主体としての義務を負うのである。この義務も、健常者の障害者に対して負う社会連帯原理上の義務として障害者の負う社会連帯原理上のものと解される。結局、社会連帯原理上の義務は、国家、自治体（心身障害者対策基本法四条、障害者雇用促進法二条の五）はもとより事業主、法人、権利能力なき社団、個人、家族、被保障者自体など、すべての社会構成員に及ぶことがあきらかになる。

以上のような規範内容、責任主体との関連において社会連帯原理をもつとも平易にとらえた言葉が、冒頭で引用したラルースの説明「一部の幸福や繁栄は他も同じとならなければありえない」であり、さらに一般的な表現としては「万人は一人のために、一人は万人のために」である。後に詳述するが、この「社会連帯」原理こそ社会存立の根本原理である。「社会連帯」の表現にはその含みを感じられ、これに比し、類似の表現として用いられている「相互扶助の精神」は、やや皮相的表現で、適切ではない。

社会連帯原理がこのようなものであるとすれば、その義務内容は障害者保障に限定されるものではないことはあきらかである。それは労働者の労働条件や社会構成員の一切の生活障害、生活部面に及ぶ筈のものである。したがって、社会連帯の規範原理は、たとえ障害者に関する右にみたような法文上の明示の規定がなくとも、それ以外の労働者、高齢者、児童、女性など社会的・相対的不利益者に対してもおよぶべきものと認められる。要するに、右にみたよう

な社会連帯原理はその責任主体の面でも、責任内容の面でも、その社会に普遍的であり、障害者に関する右の二つの法条は、あたかも水面に出た氷山の一角のごとく、その一部が法の表面に現れたものに他ならない。心身障害者対策基本法五条、障害者雇用促進法二条の四は、社会の根底に存在する社会連帯原理の一部が法律として表面化したものである。われわれは、この一部に現れた条文の背後にある普遍的なマクロとしての社会連帯原理の存在をみなければならぬ。

そしてこのマクロとしての社会連帯原理から派生するミクロとしての社会連帯は、事業主の障害者共同雇用責任のように、一定社会構成員の責任形態としてのみでなく、より積極的な社会連帯組織法としての形で姿をあらわす。それは法文上社会連帯またはそれと類似の表現が明記されようとされまいと、その組織の実体から判断されるものである。以下のようなものがある。⁴⁾

(1) 協同組合

この代表が前記(3)の中小企業協同組合法で、同法一条に規定されているように、大企業の圧迫のもとにある中小規模の事業者や勤労者が結束して組織した共同事業体である。その基本的組織原理は、① 組合員の相互扶助を目的とすること、② 任意加入、任意脱退、③ 組合員の議決権、選挙権は出資口数にかかわらず平等であること、④ 剰余金の配当は組合事業の利用分量に応じ、出資額に応じて配当するときはその限度が定められていること、であつて(五条)、営利企業とは性格がまったく異なつた、組合員の連帯組織である。⁵⁾

この中小企業協同組合における連帯原理は「相互扶助の精神」という表現で法文上に明示されたが、明示されなくとも、消費生活協同組合法、農業協同組合法、水産業協同組合法など、協同組合法はすべてこの原理に立っているも

のである。例えば、消費生活協同組合法の基本原則（二条）では、右の中小企業協同組合法の基本原則にさらに①一定地域または職域による人と人との結合であること、②組合員の生活の文化的、経済的改善向上をはかることを目的とすること、を加えている（二条）。

（2） 共済組合

現在、国家公務員、地方公務員、農林漁業団体職員、私立学校教職員の各共済組合法が代表である。直接「社会連帯」の表現はないが、前二者では、第一条に「相互救済を目的とする共済組合」の表現がもり込まれ、後二者では、第一条で共済組合を「相互扶助事業」を行うものと規定している。

もともとは労働者仲間が発達をみせてきた一の保険組織¹¹一定保険事故についての危険分散組織であったが、現在は、それぞれの構成員についての社会保険として公的社会保障制度のなかに位置づけられている。後述のごとく社会保険としての強度の社会連帯性をおび、また加入強制で、一般の民間営利保険と本質的に異なる。任意的な共済組織は各種協同組合法によって認められており、協同組合組織として目下発展をとげつつある。¹²

（3） 労働組合等の団体

法文上、「社会連帯」の表現はないが、ミクロの社会連帯組織法とみられるものは、中小企業団体の組織に関する法律、商工会の組織に関する法律、環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律、その他枚挙にいとまがない。その代表的なものとして労働組合法をあげておきたい。いうまでもなく労働組合は個々の力では弱い労働者が強大な経済力を持つ使用者に対抗する唯一の手段として団結した団体で、強力な連帯組織である。かつて禁圧されてきたが、憲

法二八条や労働組合法（とくに不当労働行為制度）によつて現在は保護されている。

以上、法律上現れたマイクロとしての社会連帯組織の例をあげたが、これと同列にあるものとして見落とすことのできないものに社会保障法の一環たる健康保険上の健康保険組合がある。三〇〇人以上の従業員の企業ごとに組織されるこの社会保険組織は、その保険料が使用者と労働者の折半負担が原則であることにおいて労使間連帯、所得比例保険料である点において高所得者―低所得者間の連帯関係、当然ながら健康者（若壯年者）―病弱者（高齢者）間の連帯関係が設定されている。そしてこのような連帯関係は健康保険組合のみならず、政府管掌健康保険はもとより、すべての社会保険の生命である。

すなわち、社会保険においては、右のほか、失業率の低い大企業労働者―失業率の高い中小企業労働者間の連帯（雇用保険）、健常者―障害者間の連帯（障害年金制度）、使用者の社会保険保険料負担関係にあらわれる、大企業使用者―中小企業使用者間の連帯、世代間連帯（賦課方式の年金制度）など多様な連帯関係が組み込まれている、というよりは、制度の本質となっているのである。そしてこれら社会保険はすべての社会構成員を網羅するのであるから、もはやマイクロとしての社会連帯ではなくマクロのそれとして把握されなければならないものである。

さらに重要なことは、このマクロとしての社会連帯原理は、社会保険のみならず、もう一つの社会保障の分野である公的扶助においても根底において存在することである。その財源は社会から、しかも累進課税の形で調達されるから、この税自体も、社会構成員のうちの高所得者が低所得者をカバーする強力なマクロとしての社会連帯原理に立つたものである。結局、社会保障はこのような多層的な社会連帯構造の上になり立っているのである。⁷⁷

〔小括〕

以上、現行法のなかにすでに取り込まれている社会連帯原理をみた。これはすでに社会的実態として存在している

社会連帯原理が氷山の一角のごとく現れたものである。障害者に関する二つの法律の条文を足掛かりに得られた社会連帯の規範的意味内容は、一口にいえば「一人は万人のために、万人は一人のために」で表わし得るものである。また現行法上の社会連帯原理は、基本となるマクロとしてのそれと、それを基底としてそこから派生するミクロとしてのそれがあること、後者は社会連帯原理に立脚した独自の組織法を出現せしめていること、さらに社会保障法の中心である社会保険は各種の社会連帯関係が内蔵されていることを制度の本質として指摘していることを指摘した。

(注)

(1) 国民年金法一条にみられるもので、「国民年金制度は、日本国憲法第二十五条第二項に規定する理念に基づき、老齢、障害、又は死亡によって国民生活の安定がそなわれることを国民の共同連帯によって防止し、もって健全な国民生活の維持及び向上に寄与することを目的とする」とある。この条文は、国の社会保障の向上、増進義務規定である憲法二五条二項と国民の共同連帯とがどうして結びつくのか、「社会保障」の定義規定がないだけに、その論理的脈絡が不明である。

(2) 立案当局者の解説として、遠藤政夫『身体障害者雇用促進法の理論と解説』(一九七二年、日刊労働通信社)九六頁以下参照。なお、この点については、使用者の集団責任化動向の一環として、私としてはすでに「最近の労働立法における若干の動向について」(3)(社会労働研究二六卷三・四号、法政大学社会学部学会、一九八〇)九頁以下で論じた。

(3) 遠藤、同右、九五頁以下

(4) 本文で以下に述べる三つの団体(Coopération, Mutualité, Association)は最近フランスにおいて「L'économie sociale」(社会的経済事業)の概念で捉えられているものである。その共通の基本原理としてあげられているものは、①加入の自由、②民主制(一人一票)、③連帯、④非営利、⑤組織内外への道徳的、知的啓発があげられている(Thierry Jeantet, Roger Verdier, "L'ECONOMIE SOCIALE", Edition CIME 1984, Introduction)。

- (5) その事業内容は、① 組合員の事業に関する共同施設、② 事業資金の貸付け及び組合員のための借入、③ 福利厚生施設、④ 教育、情報の提供、⑤ 組合員の経済的地位の向上のための団体協約の締結である(九条の二)。
- この協同組合の原形は一八八四年のイギリスにおけるロッチデール公平開拓者組合(The Equitable Pioneer's Society of Rochdale)で、こゝで立てられた諸原則が現在でも引き継がれている。現在もっとも有力な国際的原則は、一九六六年国際協同組合同盟(I.C.A.)二三回大会で採択されたつぎの六原則である。① 公開、② 民主的管理、③ 出資金利子制限、④ 剰余金配分、⑤ 教育促進、⑥ 協同組合間協同。
- (6) もともとの協同組合の使命は、資本主義的生産様式の発展に対抗した民衆の消費又は生産における私企業の中間の利得の排除のための組織としてであって、危険の分散たる共済を行う共済組合とはその点で異なるものであった(Andre Neurtisse, "L'conomie sociale", (que sais-je, 1983) p.35)が、わが国では固有の共済組合は公的社会保障にとり込まれ、任意的共済は協同組合が扱うことになっている。その発展の様子は、二八頁注(3)を参照
- (7) (わが国を除く)世界で最初の累進課税といわれる一九一一年のイギリス、ロイド・ジョージの税制(People's budget)は、無抛出老齡年金制などの創設によるイギリスの福祉国家への転換と対独軍事費増加に対応するためのものであった(秋田成就訳 Morice Brouse, "The Coming of Welfare State", 「福祉国家への歩み—イギリスの辿った途—」三二七頁以下参照)。社会保障や福祉国家と累進課税の密接な関係については、林建久、「福祉国家の財政構造」東大社会科学研究所『福祉国家』5「日本の経済と福祉」とくに五七頁以下参照。金子宏教授は生存権は社会保障を要し、それには累進税率による富の再配分が不可欠として、累進課税の憲法上の根拠を憲法二五条に求められる(「税制と公平負担の原則—所得税を中心として—」ジュリスト、五〇六号二二頁)

二 社会連帯原理の法原理性と法的効力

以上のように、社会に客観的に存在し、法律上も現れている社会連帯原理についての法理論的観点からの最初の問題は、この原理が法的概念なのか否か、その法原理性いかにということになる。

そもそもこの問題を論ずる場合、その前提となる「法原理」とはどういう概念かを把握しておかなければならないところであるが、ここではその議論を詳細に展開するいとまはない。さしあたり、ここでは単なる社会の原理あるいは一般的社会規範にかかわる原理であることをこえて、法の領域にあらわれ、法規範としての意義や効力をもつ原理として捉えておきたい。そうすれば、この問題は、法に現れたミクロとしての社会連帯については、その法原理性あるいは法規範性はあきらかであろう。罰則はないが、事業者の障害者共同雇用責任は、法的責任であることは疑いない。また、協同組合など、ミクロの社会連帯組織としての各種団体については、前述のその組織原理は法的意味をもってそれを支えている。労働組合が不当労働行為制度によって使用者からの侵害から保護されているのも、組合保護という法的規範としてであることも疑いない。

問題はマクロとしての社会連帯である。それが障害者雇用促進法なる法律に文言として現われている（二条の四）という一事をもってただちにその法原理性を肯定するわけにゆかないであろう。それは法規範以外の一般的社会規範（とくに道徳規範）として捉えたものにすぎないかもしれないからである。しかしそこからすでに多くの法的意味をもったミクロとしての社会連帯を派生せしめているという事実は無視できず、また今日の社会は社会連帯原理をして単なる社会規範上にとどまらしめず、より強力な法的規範としての性格をもつことを要請し、そのことによって、法的規範に昇華せしめられていると見られるのである。

もともと社会連帯原理は社会の原理であり、法規範以前の社会規範上の存在であった。それは深く人間—生物全体がそうであろうが—が社会的、集団的存在であることに淵源する。人間は個人としての存在であると同時に、それだけでは生存不可能で—そもそも人間の出現には最小限一对の男女の存在が必要である—、社会を構成することによって始めて生存が可能となる存在である。この人間の個としての存在性と社会的存在性とは、対立関係としてときに衝

突し、また両者のバランスは、後述のように、時代によって変化する。しかし、人間はしょせん社会的存在性から脱却することはできない。この人間の社会的存在性の不可避的、宿命的性格から、逆に個としての人間がその存在自体を安定化するためには社会そのものの安定が必要とならざるを得ない。そしてそのためには、個は自利追及のみではなく、利他 (Altruism) が必要となる。それはもつとも素朴には個人の他人に対する人間愛、隣人愛という心情の自然の発露である。そして、その心情は人間が保持する特性である。人間は個として自利を追及し、他と争う利己的主体である反面、他を愛し、他を利する主体でもある。この利他的心情があることによって人間社会は成り立ち、したがって個としての存在も確保される。そして、この場合の人間の利他心が社会連帯のもつとも素朴で根源的な要素となる。ともあれ、この利他心を根底とする社会連帯は個人存立の基礎である社会存立の基礎をなすのである。

ところで、この人間社会は、マクロとしてのそのなかに家族、地域、職域、階級といったミクロの集団を内包する。そして右の人間としての素朴な人間愛や利他心を発端とする社会連帯はこの社会集団の単位がミクロとなるほど自然に機能し、マクロとなるほどそれを期待しえないことになる。マクロとしての社会では理性としての愛、利他が必要となり、さらにそれが道徳規範、宗教規範を中心とする全社会を覆う社会規範の形成となる。そして健全な社会であれば必ず社会規範となつたマクロ的な社会連帯原理をもっている。これが社会の原理である。

しかし、その社会に根源的に必要な社会連帯原理は、とくに人々を自利に駆り立てる資本主義経済社会の進展、なにかんづく利他を粉砕し尽くさずにはおかない企業社会の形成に対抗するためには、もはや単なる社会規範としては足りず、強制の要素を帯びた法規範化を要請することになる。それは、協同組合や労働組合を含めて多種多様な社会連帯集団とその根源におけるマクロ的社会連帯原理の法規範的裏づけなかりせば、われわれの安定した生活は成り立たない今日の社会情勢から明らかである。例えば、労働者の生活確保に不可欠な社会連帯組織の典型としての労働組

合は、法規範以外の社会規範によつては、存立は著しく困難であることは歴史の示すところである。このようにして、今日では社会連帯原理は法原理であるか否かよりも、むしろ法原理として捉えられ、べきものである。

ではそれは、現行法体系中いかなる性格のもととして捉えられ、またいかに位置づけられるのか、がつぎの課題である。

いうまでもなく、近代市民社会における基本法、基本的法原理は、市民法、市民法原理である。これら二つは、すでに言い古されているように、近代市民社会の原理の反映として現れたものであるとともに、いったん形成された後はその社会を市民社会たらしめるべく規制する。そして、この近代市民社会の原理とは、これもすでに自明のこととされているように、すべての構成員が市民として、「自由」、かつ「平等」であることである。

この自由は、とくにそれ以前の中世社会を色どっていた絶対王政あるいは封建領主による人民の支配、拘束からの開放はもとより、日常生活についての、家族共同体、村落共同体、教区(Parish)、職業生活についての、共済組合(Confrerie)、同業組合(Corporation)、ギルド(Gilde)、職人組合(Compagnonnage)など、個人を超越し、個人を拘束する一切の共同体からの解放、したがってそれら共同体の完全な解体によつて実現する。これを一挙に実現したのが市民革命の典型であるフランス革命時のかのシャプリエ法、Loi Le Chapelier, 1791¹⁾であった。同法は、「同一の状態および職業にある市民の一切の同業組合(Corporation)の廃止はフランス憲法の基本原則の一である」から、いかなる名目、いかなる形態であれ、国家と個人の間には存在する中間団体(Corp intermediaire)の結成を禁止した。これによつて個人は国家と直面することになる。

フランス革命に際してとられた措置を例にあげたのは、それがきわめてドラスチックであったがゆえに市民社会の論理をそのまま如実に示すものとして注目されるからであるが、ここに現れた市民はすべて他人との横の連携から解

放された自由な個人である。ここに浮かび上がる市民像は何者にも拘束されることなく、自由に營利追及に専念する個人である。それを裏から見れば、他人との競争関係（Ⅱ万人の万人に対する闘争関係）において、營利を追及する排他的、孤立的個人である。そしてさらに、そこに現れた個人は、それぞれの現実生活人たる側面を一切捨象された抽象的、形式的個人であった。建て前として、形の上で自由が保障されていればよく、現実には彼がどのような生活を送ろうと個人の自由であり、国の関知するところではなかった。

このようにして、初期市民社会の時代には自由の確立Ⅱ中間団体の解体が至上命令であったが、その中間団体とはまさにミクロとしての社会連帯の凝縮体である。したがって初期市民社会時代は社会連帯原理の排除をもって特色づけられる時代であった。すなわちこの時代には社会連帯原理は市民社会の論理の法的反映としての市民法原理Ⅱ個人主義的自由主義法原理とは対極にある原理として抹殺されなければならなかった。それが市民社会成立以後もともと強烈に現れたのが、どこの国でもみられた労働組合の弾圧であった。しかしその排斥の対象はミクロとしての社会連帯にとどまらず、要するに市民社会の第一義的原理は「孤立的個人」を標榜して、横の連帯を否定したのである。³⁾

このようにして、法原理としての社会連帯原理は、市民法原理に対抗して市民社会に現れたもう一つの法原理である社会法原理―市民法原理が捨象した社会構成員たる個人の具体的な生活面に着目してそれに積極的に介入し、その生活の現実の保障を図る法あるいは法原理―の流れに属するものと捉えられる。この社会法原理は多岐の側面に、多岐の形態で現れるが、一方で狭義の生存権、教育を受ける権利、勤労権のように、国に対する請求権を派生せしめるとともに、他方において労働者の団結権の承認、社会保障法の確立に端的に示されるように、マクロ、ミクロの社会連帯関係を創出する。両者はともに孤立的個人像を生み出した市民社会の盾の半面である。

それは、市民社会がいかに個人主義的自由主義を標榜しても、個人はさき述べて人間の社会的存在性から解放さ

れることはないということに由来する。人はロビンソン・クルーソーのように生き終えるものではない。彼の生活は多かれ少なかれ他との共同生活のなかで維持される。シャプリエ法によって中間団体を排除し、個人主義的自由主義を徹底したフランス革命は、その革命のさなかの一七九三年、東の間ながらも、憲法上、生存権権条項を出現させ、また罰則によって禁圧したはずの中間団体、とくに共済組合は地下組織的な形で生きのびた。前者は、それまで個人の保護者であった中間団体が国家によって排除されたこと⁵によって個人は国家と直面することになり、その保護はその原因を為した国家がとって代わらざるをえなかった必然的帰結である。後者は革命直後の経済的不安定が大衆の生活不安定を生みだし、疾病、障碍、失業、老齢などについての共済組合の必要性を高めていた背景があるが、ともかく、いかに禁圧しても禁圧しきれない人間の社会的存在性⁶と社会連帯性の強さを示すものである。⁷

このような人間の社会的存在性を根源とする社会連帯関係は人類はじまって以来の、歴史貫通的関係であるが、その現れ方や個人生活との密着度、必要度は時代によって異なる。最初は排斥した市民社会も、前述のように、それが各人の自利追及を本質とする資本主義経済社会として進展し、そこに独特の無産貧民たる大量の労働者階級の登場とその貧困問題の拡大を中心とする混乱が生ずるにつれ、第一段階としてそれを消極的に黙認し、つぎに、社会法原理の一環として、社会連帯原理を受け入れ、拡大してきたのである。シャプリエ法の禁圧から一八五〇年法による国家干渉つき容認、さらにこれを積極的に公認、助長する一八九八年法（共済組合憲章）の成立へと進んだフランス共済組合の歴史がよくこのことを示す。第二次大戦後は生存権原理の確立とパラレルに、前節にみたような多くの社会連帯立法を生みだすほどにいちじるしい進展を遂げた。

さて、このようにして現れた社会連帯原理と現行憲法とはいかにかわるか、あるいはその憲法上の根拠はあるのかどうか、である。ここでまっ先にかかわるのが二一条の結社の自由条項である。ここで「結社」とは、一般的憲法

学説によれば、多数人が一定の共通の目的のために継続的に結合すること（たとえば伊藤正己『憲法』改文堂、二九二頁）であるから、社会連帯組織はその中心的地位を占めることはあきらかである。したがって、この条項こそは、まぎれもなくミクロとしての社会連帯組織の憲法上の根拠である。この条項は自由権の一であることが重要である。それは個人の生活確保のための集団たる労働組合や共済組合が初期市民社会において国家によって抑圧されてきたことに対し、その自由を権利として「国家からの自由」の保障を求めるといふ歴史の意味をもつものである。したがって、この自由権はむしろ生存権の基本権の自由権的側面として理解されるべきものである。そしてこのミクロとしての社会連帯組織のうち、労働組合は、さらに、その結成の自由を対使用者との関係において、「団結権」として、憲法二八条によっても保障されているのである。⁽⁸⁾

では、マクロとしての社会連帯はどうか。さきに見たようにこれが生存権とパラレルに発展してきたこと、生存権保障が、強い社会連帯の現れとしての累進税制を必然的に伴うこと、憲法二五条二項で、国家の「社会」保障増進義務が規定されていることから、これと一体のものとして憲法二五条を根拠とするとみることが可能なようにも見える。国家を最大規模の社会連帯集団と捉らえれば、マクロとしての社会連帯上の権利は生存権と変わらないことになる。逆に生存権とは社会連帯の究極の権利形態との見方も成り立とう。

しかし国家と社会とはあくまでも別物であるとの私の立場からは、これを肯定することはできない。とくに現代国家は、もはや素朴な国家共同体として理解できるものではない。国家は単なる社会の代表者ではなく―その一面をもつのであるが―、社会とは別個独立のものである。そして生存権は、第一次的には、その国家独自の立場に対応するものと解するのである。また、同条二項の「社会保障」も、それが社会連帯の要素を強く含むこと（とくに社会保障）は前述のとおりであるが、それは社会保障に関してのみであって、社会連帯一般に関わるものではない。

もともと、近代憲法は国家と人民との関係を規律する性格のものであって、社会構成員相互間の関係は、原則的にこれに関わりはない筈である。したがってその憲法上の根拠を見出だそうとすること自体にそもそも問題があるのである。ただ、唯一現行憲法がマクロ的社会連帯にかかわりをもつと見られる条項としては、第一三条の国民の幸福追及権がある。「幸福追及に関する国民の権利」のなかには当然マクロ、ミクロの社会連帯関係を創設し、かつそれに参加して自らの利益を追及する権利Ⅱ社会連帯権も含まれよう。したがって、それは公共の福祉に反しないかぎり、立法その他の国政の上で最大の尊重がなされなければならないことになる。ここにかろうじてマクロの社会連帯の憲法上の根拠が見出だされる。しかしここで社会連帯権とは抽象的意味あいのものであって、そこから具体的な法的請求権が生ずるものとは解されない。そして後述のように、むしろ国の過剰介入が警戒されなければならない面があることに留意しなければならない。

もともと社会の原理である社会連帯原理については、国家に対する権利よりも、社会構成員間の権利・義務関係の方がより重要な意味をもつ。この私的な関係で、社会連帯を権利として構成するとすれば、特定個人は、他の個人、事業主などの社会構成員に対し、またミクロの社会連帯の場合はそのミクロの集団に対し、マクロの場合はマクロの社会Ⅱ社会全体に対し、当然に一定の保護請求権をもつということになる。これに対応するのはその集団のその個人に対するさきに述べた社会連帯上の義務となる。

この社会構成員間の社会連帯上の権利Ⅱ義務が法律上明定されている例としては、民法上の一定親族間の扶養請求権、扶養義務（民法七五二条、八七七条）がまず思い浮かぶ。親族は社会連帯のもっとも規模の小さい、しかしもっとも強力な組織である。とくにいわゆる生活保持の義務が認められている夫婦、親子の関係は最小規模の、しかし最強の社会連帯関係である。これに法は社会連帯原理の具体化としての扶養の権利・義務を課しているわけである。そ

の義務の不履行の場合は法的に強制的に実現できることとされている。

このように法文上明定されていなくても、例えば労働組合法上の労働組合の組合員は、選挙権、議決権などその地位に基づいて一定の権利をもつし、協同組合法上の協同組合の組合員は、規約、定款その他に定められた諸々の権利をもち、場合によっては裁判所を通して実現することもできるはずである。

この社会連帯法上の権利・義務は、ときとして刑罰によって強制されることもある。旧労働組合法（昭和二〇年法律五一号）上の不当労働行為は刑罰によって禁止されて労働組合が保護されていたし、現行労働組合法は不当労働行為に対する労働委員会の救済命令が確定判決によって支持された場合は、それに違反した者はやはり罰則が科されている（二八条）。

このように社会連帯原理に立つ制度は、私的権利・義務が各立法法において明定され、また罰則によって強制されている場合が多い。

しかし右のような規則や定款、権利・義務規定や罰則規定がない場合、一般的にそれが法的原理たる社会連帯原理に立つからといって、当然に一定の請求をなし、あるいはそれに応ずる法的義務を社会連帯の義務主体は負うかとなると、やはり否定的に解さざるを得ない。例えば、法定雇用率を満たしていない企業に対して、一障害者が自らの雇用を求める請求権までは認められない。このような場合、請求権を保障しようとするればやはり個別の立法を要するところである。要するに、社会連帯原理が法的原理であるといっても、そこからの具体的な権利・義務は当然には生じず、抽象的な意味合いをもつにとどまるものである。

〔小括〕

以上を要するに、それがミクロであれ、マクロであれ社会連帯原理は法的原理、法的規範であり、とくに今日の自

利追及の究極的社会としての企業社会時代においては、そう解すべきである。

この社会連帯原理と憲法との関係については、ミクロの社会連帯組織が憲法二一条の結社の自由条項を根拠とすることは疑いない。それは生存権の自由権的側面の表現として理解すべきものである。自由権であって、国は社会連帯組織を抑圧ないし排除することはできない。マクロとしての社会連帯原理は、権利としては国民の社会連帯権として、(ミクロの社会連帯権とともに)一三条の国民の幸福追求権に属し、同条に根拠をもつものと解することができるが、その中味は抽象的であって、具体的請求権を含むものではない。

社会連帯原理の法的関係で重要な構成員相互間、あるいは構成員と団体間の権利・義務の法的効力であるが、各種協同組合、共済組合等法的根拠のあるものは、その法律の規定、あるいはそれに基づく定款、規則等によって、一定の権利を各構成員がもつことは明らかである。しかしそれ以上に構成員が何等かの具体的援助を他人に求める権利は、マクロとしてはもとより、ミクロとしても法の規定なしに当然には認められない。

この結果、社会連帯原理を法的原理と解しても、それは主として観念的、抽象的意味においてであってその具体的な法的効果はきわめて薄い。しかし、そのことよって、国家としてはそれを尊重し、必要な場合は立法その他でそれを保護、推進する、抽象的ながらも一の法的義務を負うという効果は認められる。ただし、そのことはつぎに述べるように、社会連帯にとって双刃の剣となるのであるが。

(注)

(一) R. Timass は、献血を例に「社会福祉における利他の重要性を説く。『The Gift Relationship』(George Al-

- len & Unwin, 1970)
- (2) 梅田武敏教授は、社会による構成員の保護原理を含む「社会の原理」を社会保障の規範的根拠とされ、「社会保障の規範的根拠——ヘーゲル市民社会論を契機として——」茨城大学人文学部紀要一〇号六九頁以下）、馬場宏二教授は、歴史貫通的な「社会原則」とされる（「現代資本主義の多原理性」経済評論二八巻七号所収）
- (3) 市民社会における社会連帯原理の出現過程や位置については、私としては、すでに前掲「社会保障法における生存権原理と社会連帯原理」で論じた。
- (4) 一七九三年六月二四日可決された山岳党憲法における権利宣言二一条はつぎのような条項を掲げている（高木八尺ほか編、岩波文庫『人権宣言集』一四五頁。なお、この憲法はついに適用されることなく終わったとされる、同一四二頁）。
- 「公の救済は、一の神聖な負債である。社会は、不幸な市民に労働を与え、又は労働することのできない人々の生存の手段を確保することにより、これらの生計を引き受けなければならない。」
- (5) フランス共済組合の歴史については、高藤「フランス共済組合について」（海外社会保障情報九〇号、社会保障研究所、一九九〇年）二〇頁以下、Jean Bennet, "La Mutualité française—Des origines à la révolution de 1789", *Cooperative d'information et d'édition mutualiste*, 1981 参照
- (6) シャプリエ法の提案者、シャプリエの感覚では、私的救済組織は同一職業に属する者の集結、組織化、などにつながるものであって、それを与えるのは国家あるいは公的機関であるべきであった（一七九一年六月一四日のシャプリエの報告書、J. Bonnet, *op. cit.*, p. 742 et s.）。
- (7) この時期のフランス共済組合存続やその背景については、J. Bonnet, *op. cit.*, p. 715 et s. 参照
- (8) 一般に結社の自由は憲法二一条に言論、出版の自由などとともに規定されている関係から、表現の自由の一環として捉えられており、またそう捉えられるべきものがあることは確かである。しかしこれはその出現の本文で述べた歴史的過程からあきらかなように、他の表現の自由とは区別されるべきものがある（若部信喜『憲法Ⅱ・人権Ⅰ』有斐閣、一九八四、五五三頁以下、佐藤孝治教授執筆分参照）。このことは、フランスではこれらが承認されるのは一九世紀の終

りに至つてである（株式会社設立の自由、一八六七年、労働組合結成の自由、一八八四年、結社の自由、一九〇一年）ことからも推察される。さらに憲法學説はこの結社の自由を自由権として生存権の基本権たる団結権と区別し、労働組合の憲法上の根拠も憲法二八条に求めるが（同書五五六頁）、出現の過程からもうかがえるように、結社の自由が生存権の自由権の側面の要素をもつことが見逃がされてはならない。

労働組合の憲法上の根拠について、秋田教授は、すでに、実態として存在する労働組合をまず結社の自由が確認し、団結権は組合の使用者に対する権利保障として、プラス・アルファの規定と解されている（「労働組合の統制権」恒藤武二編『論争労働法』世界思想社、一九七八年、所収）が、私もこの説に賛成である。憲法二一条は、市民社会に固有の個人主義的自由主義の法原理に抗して個人が生活を守るために組織した小集団、すなわちミクロとしての社会連帯組織一般についての生存権の基本権の自由権の側面を規定したものであり、労働組合はその組織の筆頭と見る。（生存権の自由権の側面については、中村睦男教授の諸著作、さしあたり「歴史的・思想的にみた「社会権」の再検討」大須賀明編『文献選集・日本国憲法7、生存権六二頁以下参照）。

(9) 国家と社会との関係をどう捉えるかの深淵な問題にここで深く関わるわけにはゆかない。わが国では一般に両者は同義的に捉えられており、また同一視する説も存するが、「社会は国家を内包しながら、国家とは区別される」として両者を峻別される猪口孝教授『国家と社会』（現代政治学叢書、東大出版会、一九八八年一〇八頁）の立場に賛成する。

二 福祉国家と社会連帯原理

以上にみたように、社会連帯原理が法的原理であるとすれば福祉国家の根幹をなす社会保障法は、私見においては、生存権原理と社会連帯原理の二つの法原理に立脚する法体系ということになる。前者は国民の国家に対する請求権であり、後者は社会構成員間の援助関係である。前者は国家と国民の縦の関係であるに反して、後者は社会構成員間の横の関係である。社会保障法の原理として両者のうち、どちらかといえば、後者がより基底である。例えば、完全

な医療は国の努力だけでは不可能で、患者に対する医師、看護婦等の人間愛がなければ成り立たないであろう。さき
にあげたさまざまな形の社会連帯関係Ⅱ社会における相対的有利者の相対的不利益者に対する援助関係、愛情関係を
前提として、そのうえに国家を責任主体とする生存権はなり立つ。財源的にも生存権は社会連帯原理の強い現れであ
る累進課税によって成り立つ。社会連帯原理の進展は福祉社会進展につながり、生存権原理の進展は福祉国家―国民
の生存権保障を中心とする福祉増進を積極的に推進する国家体制―の進展につながるが、後者は前者を前提とするこ
うことになる。このことはすでにW・A・ロブソンが「民主的な福祉社会のみが真の福祉国家を確立し維持するこ
とを可能にする。したがって、われわれは公共機関のサービスや機能を見るだけでなく、国民自身の態度、意見及び
行動をも考慮しなければならない」とすでに正当に指摘しているところである。²⁾

福祉国家の中核となる国民の生存権確保の中核的制度である社会保障についてみれば、その中心である社会保険は、
その財源負担形態からさきに分析したようなマクロ、ミクロの社会連帯を組み合わせた制度である。したがって、そ
の根源は、社会連帯原理、社会構成員の社会連帯意識、もっとも素朴には構成員の人間愛である。福祉国家の成立に
は、社会にこのような関係が成熟していなければならないのである。

ここで最初の問題は現代社会において、この福祉国家存立の前提たる実態としての社会連帯意識、社会連帯原理が
いかに存立するかである。すでにみたごとく、社会連帯原理はすでに法的規範原理である。しかし、これは社会構成
員の社会連帯意識が実態として存してはじめて十分に機能しうる。強制加入でありながら現に抛出を拒否する国
民の増加によって「国民の共同連帯」たるわが国民年金制度は目下危機的状況にあることが想起されるが、この法原
理としての社会連帯原理の発現としての社会保険制度も、社会構成員の社会連帯意識が実態として存していなければ
ならないのである。社会保障を支える累進課税にしても同様で、社会保障費を含む社会、国家の維持費について、高

所得者は低所得者の負担分をカバーするという社会連帯意識があつてはじめて成り立つのである。

しかるに近代市民社会は、前述のように、そこにあらわれる理想型としての人間像が、もともと孤立的個人、他と争う個人なのであつて、個人間の横の連携たる社会連帯はなりたち難いことを構造的特色とする社会である。それは中世社会の“*Gemeinschaft, Communauté*”に對する近代社会の“*Gesellschaft, Société*”の表現によく示されている。とくに資本主義経済の進展は個人のエゴイズム、自利追及本能を増幅し、そこに持てるものと持たざる者、搾取者Ⅱ企業者と非搾取者Ⅱ労働者の鋭い階級対立を生む。ここに階級国家観があらわれる。しかも対立関係、あるいは抗争関係はこれにとどまらず、男女間、大人と子供間、中央と地方間などきわめて多岐であつて、これらはマクロ的社会連帯意識の成立の大きな阻害要因となる。

それにもかかわらず、一定地域、職域に成立するような小規模の社会集団におけるミクロとしての社会連帯関係は存続し続けるであろう。構成員間の日頃の親近性が社会連帯意識の醸成を容易にするからである。また例えば労働組合は、むしろ右の労使の対立関係を背景とするものであるし、共済組合、協同組合も資本制経済体制に抵抗する人達の集団である。それらは自然発生的に成立し、しばしば強固な社会連帯組織となる。このことは、わが国における目下の協同組合の進展ぶりによく示されている。³⁾

しかし社会全体の上に成立するマクロとしての社会連帯になるとこれは容易ではない。さきにも述べたが、その集団の規模が大になればなるほど、構成員間の連帯意識は希薄となるからで、例えば、大企業での健康保険組合にしても、自主的制度として成立、維持が可能かどうかは疑わしい。そうなるとその自主的発達が望めないマクロとしての社会連帯に立つ社会保険制度の成立のためには、国家権力の介入を必要とすることになる。これが強制社会保険制度である。しかも、それも前述の年金制度の例でもわかるように、少なくともその国家的強制を受忍できる程度の社会

連帯意識が構成員に存していなければならぬ。すなわち、福祉国家の存立のためには、市民社会に特有の個人主義的人間像や、それを前提とする資本主義経済社会の発展から生じる対立、抗争関係にもかかわらず、それらを大きく包摂するマクロとしての社会連帯原理が、少なくとも右の国家的強制を受忍できる程度には発達していなければならないのである。したがって、もし国家が福祉国家となるためには、その前提となる構成員間の社会連帯意識を醸成あるいは啓発しなければならぬことになる。

このようにしてマクロ的福祉社会成立のためには、いままで述べたこととは逆に、たとえ最小限度であるにせよ、国家の介入が必要ということになる。国家の介入によって成立した福祉社会が福祉国家ということでもある。P・ロザンバロンは、この福祉国家を社会連帯関係の中心的推進者“Agent central”であり、個人と集団との双方に向き合う一大中間交渉機構(un grand interface)として機能するものと捉える¹⁴⁾。少なくともマクロとしての社会連帯関係、したがってマクロ的福祉社会成立のためにはこの中間交渉機構の存在が不可欠である。しかしこの介入によって、すなわち福祉国家が成立した瞬間から、予期しなかつた奇妙な現象が起こる。

P・ロザンバロンの鋭い指摘によれば、それは社会連帯関係を形式化し、真の社会連帯関係の破壊を招来することになる¹⁵⁾。もともと社会連帯原理は権力機構とは無縁の社会そのものの原理である。そこに権力機構Ⅱ国家が介入し、それを福祉“国家”に編入、改編することによって本来の社会連帯関係は形骸化する。具体的には、各社会構成員間における従来の横の関係は表面から消失し、代って彼らは租税あるいは社会保険料徴収機関たる国家と直面することになる。横の関係は福祉国家成立とともに瞬時に縦の關係に転化する。かつての隣人に対する素朴な愛情関係は、租税・社会保険料の冷酷な強制徴収機関への抵抗感、さらに嫌悪感に転じ、一国の指導的地位にある者をさえ脱税へと誘導するに至る。

この国家介入による社会連帯の見えざる変質による弊害はこれに尽きるものではない。これによって制度の中央集権化、官僚主義化、非民主化、画一化、硬直化などの諸悪を導く。これらはすべて素朴な社会連帯の対極にあるものである。わが国における身近な例をあげれば、素朴な健康保険組合すら、国家的制度に組み入れられて、これらの弊害を全面的に受け（政府の過剰介入）、組合員のニードとの乖離、ひいては組合員の組合への帰属意識の減退、さらに組合の活力減殺の現象が顕著である。

このような弊害があるにもかかわらず、国家の介入が必要であるとすれば、それは必要悪として理解されなければならない。すなわち、その介入は必要最小限にとどめられなければならない。ロザンバロンは、今後の方向として、

① 制度の国家化かブライバタイゼーションかの選択からの脱却 (Sortir de l'alternative privatisation/étatisation) ② 国家への要求の縮小 (Réduire la demande d'Etat) ③ 「社会連帯」の社会への再編入 (Réencastrier la solidarité dans la société) ④ 制度の社会的明瞭化 (Accroître la visibilité sociale) をあげているが、これらの中で、とくにわが国に必要なことは③の制度の社会への奪還、④の社会連帯としての制度の国民への啓蒙が必要である。③は、とくに身の回りのケアを要する医療、健康保障に大切である。

以上、マクロ的社会連帯関係を念頭において述べたが、今後の福祉社会として、ミクロ的社会連帯関係の果たす役割もきわめて重要である。医療、健康保障の分野はもとより、年金分野においても、社会保障制度の中心である公的年金制度の不足分を補うものとしての企業年金（厚生年金基金、適格年金、自社年金）、財形年金、共済組合年金、協同組合年金、労働組合年金等の労働者連帯年金の発展が今後の重要課題であるが、これらはいずれもミクロの社会連帯年金である（前二者は労使連帯⁷⁾、あとは労働者間連帯）。この面での労働組合の活動は今後の労働組合の生き残りの唯一の道と思われる。

また消費生活協同組合その他の協同組合は私的企業による生産、消費の欠陥をカバーするものとしてその存在意義は高い。その私的企業にしても、今後、自己の雇用する労働者のみならず、社会構成員全体への福祉面での貢献が求められよう。もはや企業は営利追求のみに走ることは許されない時代となる。

このような観点からは、ミクロの社会連帯組織に対する国家的介入は必要最小限度にとどめられるべきである。企業年金、財形年金等、大企業中心の社会連帯組織で、中小企業労働者に恩典の及びにくい制度への助成など介入を要する分野は多々存在するが、このような場合でも国家の過剰介入が角を矯めて牛を殺す愚を犯してはならないことにくれぐれも留意しなければならない。

(注)

- (1) この点については、高藤前掲「社会保障法における生存権原理と社会連帯原理」とくに二二頁以下参照
- (2) 辻清明、星野信也訳、W・A・ロブソン『福祉国家と福祉社会―幻想と現実』東大出版会、一九八〇、XXIV（日本語版への序文）。また「福祉国家が政府のやることだけに依存することは不可能で、福祉社会を構成する市民の努力、態度及び価値にも異存しなければならない」ともいう。同九二頁。
- (3) 生活協同組合の加入者数は、一九八〇年には五五二万人であったのが一九九一年には一三三三万人に増えている。詳しくは笹野武則「生協の実力と九〇年代の課題―巨象がいま新たな飛躍を模索する―」エコノミスト、九三年二月九日三〇頁以下参照。
- (4) Pierre Rozanvalon, "La Crise de l'Etat-providence" Seuil, nouvelle édition, 1992, p41 "Agent" には「代理人」としての意味もある。
- (5) *ibid.*

(6) *ibid.* p. 109 et s.

(7) 労使関係を階級的対立関係のみで把握することは誤りである。かつて労使関係におけるこの二元的関係を強調された故藤林敬三教授の所説(『労使関係と労使協議制』ダイヤモンド社、昭和三八年、七頁以下)が想起される。

むすび

“一人は万人のために、万人は一人のために”の表現がよくその内容を示す社会連帯原理は健全な社会には必ず存在し、また健全な社会を成り立たせるために必要不可欠の社会の原理の表現である。それはすでに現行法上にも現れているものであるにもかかわらず、法学的にはまったくえたいの知れないものであり、いままでほとんど光をあててこられなかった。私はこれを生存権と並んで社会保障の基礎をなす二大基本原理と捉えてきたが、本稿ではそれ自体を、社会保障法を含んだ全法体系の立場から法理論的視点を中心に、きわめて粗削りながら検討し、あわせてそれが福祉国家といかにかかわるかを考察した。私自身において、まだ未整理な部分が多々存在する。

社会連帯原理は現行法上ではマクロ、ミクロのさまざまな形で現れ、人々の社会生活の安定に貢献しているのであるが、それは社会の根底において存在するその原理が姿を法の水面上に現したものであるにすぎない。その法の水面上下に存在する社会連帯原理について、いまやそれが単なる社会規範ではなく、法原理、法規範としての性格をもつものにとらえた。それは、人間が宿命的にもつ個々自利と社会々利他の両面のうち、前者が優越化する市民社会、資本主義社会、とくに企業社会においては、円滑な社会を成立させるためには、後者の根底にある社会連帯原理を単なる道徳規範あるいは宗教規範等の一般的社会規範に委ねることでは足りず、より強力な法規範とする必要があったと

いうことである。

その法原理は、市民社会に第一義的な市民法原理に対抗する社会法原理に属し、憲法上の根拠は二三条（ミクロの場合は二一条）にみいだされる。しかしそれは抽象的な性格のもので、そこから具体的な国家に対する請求権が生ずるといえるものではない。私的な関係でも同様で、それが具体的な請求権であるためには特別の立法を要する。結局、社会連帯原理が法原理であるといっても、法的効力はきわめて弱いのであるが、それは、社会連帯原理がもともと社会の原理に属するもので、「国家」とか「法」とかになじまない性格のものであることに由来する。

以上が法的に捉えた社会連帯原理であり、これが福祉国家を支える柱となる。これに立脚した制度や組織の進展は、社会保障のみならず、人々の全生活面の向上の鍵をにぎるものである。しかし、その規模が大となるほどその成立に国家の介入を必要とするが、これによって社会連帯は変質し、多くの弊害を生ずる。必要悪としての国家の介入と社会連帯本来の性格維持をいかに両立させるか、これが今後の大きな課題である。